



## 中国会計税務実務

## 2020年第33号

## 今回のテーマ：企業所得税の様々な軽減税率とその適用要件について

中国が重点的に支援するハイテク産業や技術先進型のサービス産業等については、企業所得税の計算にあたり様々な軽減税率が設けられている。また小型薄利企業についても軽減税率が認められるケースは多い。そこで、今号では企業所得税の様々な軽減税率とその適用要件について簡単に説明する。

## 主な内容：

税率	説明
25%	基本税率
20%	<p>◇ 条件を満たす小型薄利企業 2019年1月1日から2021年12月31日迄の期間において、年間の課税所得が100万元以下（100万元を含む）である小型薄利企業については、課税所得の25%に対し20%の企業所得税率で徴収する。（実質税負担は5%となる）</p> <p>年間の課税所得が100万元以上300万以下（300万元を含む）である小型薄利企業については、課税所得の50%に対し20%の企業所得税率で徴収する。（実質税負担は10%となる）（財税〔2019〕13号）</p> <p>※条件を満たす小型薄利企業とは、国家による制限または禁止事業を営まない、下記の条件を満たす企業を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間課税所得が30万未満、従業員数が100人未満かつ資産総額が3000万元未満である製造業。</li> <li>・ 年間課税所得が30万未満、従業員数が80人未満かつ資産総額が1000万元未満である製造業以外の企業。</li> </ul>
15%	<p>◇ 国家が重点的に支援するハイテク産業（中華人民共和国企業所得税法（2018年版））</p> <p>◇ 西部地域奨励類産業企業（財税〔2011〕58号）、（財政部税務総局 国家発展改革委公告2020年第23号）</p> <p>◇ 技術先進型サービス企業（財税〔2017〕79号）、（財税〔2018〕44号）</p> <p>◇ 横琴新区、平潭総合試験区または前海深港現代サービス業合作区に設立した奨励類産業企業（財税〔2014〕26号）、（財税〔2017〕75号）、（財税〔2019〕63号）</p> <p>◇ 公害防止に取り組む企業（財政部 税務総局 国家発展改革委生態環境部公告2019年第60号）</p> <p>◇ 海南自由貿易港に登録し、かつ実際に運営されている奨励類産業企業（財税〔2020〕31号）</p> <p>◇ 中国（上海）自貿試験区臨港新区の重点産業企業（財税〔2020〕38号）</p> <p>◇ 集積回路生産企業（財税〔2012〕27号）</p> <p>うち、経営期間が15年以上である場合は、2017年12月31日以前の利益計上年度より優遇期間を起算し、第1年度から第5年度については企業所得税を免除、第6年度から第10年度については25%の法定税率を半減のうえ企業所得税を徴収し、期限終了まで適用することができる。</p>
2免3減半	<p>◇ 集積回路設計及びソフトウェア産業企業</p> <p>・ 法に従い設立され、かつ条件を満たす集積回路設計企業及びソフトウェア産業企業は、2019年12月31日以前の利益計上年度より優遇期間を起算し、第1年度と第2年度については企業所得税を免除、第3年度から第5年度については25%の法定税率を半減のうえ企業所得税を徴収し、期限満了まで適用することができる。（財政部、国家税務総局公告2020年第29号）</p> <p>・ 法に従い設立され、かつ条件を満たす集積回路設計企業及びソフトウェア産業企業は、2018年12月31日以前の利益計上年度より優遇期間を起算し、第1年度と第2年度については企業所得税を免除、第3年度から第5年度については25%の法定税率を半減のうえ企業所得税を徴収し、期限満了まで適用することができる。（財政部、国家税務総局公告2019年第68号）</p>

税率	説明
10%	<p>◇ 重点ソフトウェア企業及び集積回路設計企業            国家企画配置内における重点ソフトウェア企業及び集積回路設計企業は、その年の免税措置を受けなかった場合、10%の軽減税率で企業所得税を徴収する。(財税〔2012〕27号)</p> <p>◇ 非居住者企業            非居住者企業が中国国内に組織・事務所を設立していない場合、あるいは組織・事務所を設立しているが、取得した所得がその組織・事務所と実質的な関係がない場合、その中国国内に源泉のある所得について企業所得税 10%を納付することになる。</p>

**お見逃しなく：**

- 税務機関が税法及び行政法規の規定に基づき、企業に対して特別の税額調整を行う場合、追徴税額に対し、税額の帰属する納税年度の翌年 6 月 1 日から追徴税額の納税日までの期間にわたり、日ごとに利息を加算し、追加利息は課税所得の計算上、損金不算入とする。
- 企業とその関連者間の取引が、独立企業間原則に従っていない、あるいは企業がその他合理的な事業目的のない取り決めを実行する場合、税務機関は当該取引が発生した納税年度から 10 年にわたり税務調整を行う権限を有する。
- 2018 年 1 月 1 日以降、当年度にハイテク産業または科学技術型中小企業の資格（以下「資格」と総称する）を取得した企業については、適格者となった年以前の 5 年間に発生した繰越欠損金を翌年以降の欠損金として繰り越すことが認められるとともに、繰り越し期間の上限が 5 年から 10 年に延長される。(財税〔2018〕76 号)

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: [Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)